

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県職員退職手当条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年3月6日 条例第3号</p> <p>附 則 1～36 省略</p> <p>37 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第 号）の施行の日から平成20年3月31日までの間において退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で退職の日の属する年度の末日における年齢が45年以上であるものに対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条及び附則第31項の規定の適用については、第3条第1項中「という。」とあるのは「という。及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、第4条第1項中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第7条」とあるのは「教育公務員特例法第7条」と、同項、第5条第1項及び第6条中「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、附則第31項中「第3条から第5条の2まで」とあるのは「附</p>	<p>愛媛県職員退職手当条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年3月6日 条例第3号</p> <p>附 則 1～36 省略</p>

則第37項の規定により読み替えて適用される第4条第1項及び第5条第1項」とする。

38 前項の規定の適用を受ける者については、第5条の2の規定は、適用しない。